

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和7年9月5日付け書面（以下「本件審査請求書」という。）で提起した処分庁による自転車補助金不交付に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、本件審査請求書により、本件審査請求をした。
- 2 審査庁は、本件審査請求書において処分の内容の記載が空欄であること及び請求の趣旨の記載が「自転車補助金について」とあるのみで内容が不明確であることから、令和7年10月6日付けで審査請求人に対し、本件審査請求書の補正を命じた。
- 3 審査請求人は、補正期限である同月27日までに補正を行わなかった。
- 4 審査庁は、補正期限を同年11月25日に延長したが、審査請求人は同日までに補正を行わなかった。

審査請求人の主張の要旨

自転車補助金の請求に不服（期間中に不備があり 5 万の補助を受けられなかった）

理 由

1 判断

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第19条第2項において、処分についての審査請求書には、「審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所」「審査請求に係る処分の内容」「審査請求に係る処分があったことを知った年月日」「審査請求の趣旨及び理由」「処分庁の教示の有無及びその内容」「審査請求の年月日」を記載しなければならないとされている。提出された審査請求書がこの規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを審査請求人に命じなければならない（法第23条）、審査請求人が当該期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、審理手続を経ずに、裁決で、当該審査請求を却下することができることとされている（法第24条第1項）。

本件審査請求書の記載事項のうち、「審査請求に係る処分の内容」「審査請求の趣旨」の記載に不備があることが認められたため、審査庁は、当該不備について、法第23条の規定に基づき、審査請求人に、補正するよう命じたが、補正はなされなかった。

2 結論

以上の理由により、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和7年12月5日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。